

令和8年3月から令和8年6月までのくみ取り予定表

当日の申込受付及び予定日外のくみ取りは出来ません。

5月2日から5月6日はくみ取り業務はお休みします。

【注意】

- ◎くみ取り当日は、くみ取り口付近に洗水用の水を必ず準備してください。
- ◎くみ取り日以外の臨時日等でくみ取りした場合も、次回の予定月にくみ取りします。
- 次回のくみ取りがご不要の場合は電話等でご連絡ください。
- ◎転居、転出されるときは浄化槽や下水道に接続するときは必ずご連絡をお願いします。
- ◎くみ取り料金の請求は翌月に行います。支払期限及び口座振替日は翌月末日に行います。
(翌月末日が金融機関の休業日の場合、翌営業日が振替日になります。)

宮津市市民環境課
環境衛生係(本館1階)
TEL 45-1617(直通)

鶴賀清掃社 代表 富田正浩 TEL 46-4622	木谷清掃社 代表 木谷恵美 TEL 22-2365	くみ取り予定日				エルバイナー 代表 島田政則 TEL 25-1620	富田公衛社 代表 富田昭邦 TEL 22-3338
		3月	4月	5月	6月		
港・下石浦・上石浦	本町・魚屋・西波路・波路町・波路・皆原・山中	2日(月)	1日(水)	1日(金)	1日(月)	宮村・辻町8~12・宮本・城南	百合が丘・福田・万町・大久保
浜野路1~8	須津1~9・タケ丘	4日(水)	3日(金)	7日(木)	2日(火)	城東・辻町1~7	鳥が尾・喜多11~12
浜野路9~15	須津10~16,18・宝山	5日(木)	7日(火)	11日(月)	4日(木)	新浜・京街道・柳縄手・島崎・東国名賀・惣	天神・喜多8~10
由良宮本	須津17,19,20・浜垣	9日(月)	9日(木)	12日(火)	9日(火)	上司1,2,11~14,16,17	松縄手・今福
由良脇1~6	鶴賀・城内・文珠・杉末・日吉・旭が丘・第2旭が丘	11日(水)	10日(金)	13日(水)	11日(木)	田井・新宮・脇	小田
由良脇7~11	日置上1~7	12日(木)	13日(月)	14日(木)	12日(金)	矢原・獅子・中村・小寺	亀ヶ丘・浪花・漁師町
溝尻・小松・天橋1~3	日置上8~10・畠	13日(金)	14日(火)	15日(金)	15日(月)	上司3~6,8~10,15	岩ヶ鼻
国分	世屋(畠除く)	18日(水)	16日(木)	19日(火)	16日(火)	中津・上司7,18	里波見・中波見・梅ヶ谷・奥波見
天橋4~10・中野	日置浜1~6	19日(木)	20日(月)	21日(木)	19日(金)	小田宿野1~5	田原・長江
大垣・江尻7~12	日置浜7,8	23日(月)	22日(水)	22日(金)	22日(月)	小田宿野6~10	大島1~5,10
江尻4~6,13・難波野	松ヶ岡・白柏・池ノ谷・金屋谷・獅子崎・間屋町	25日(水)	24日(金)	25日(月)	24日(水)	島陰・鏡ヶ浦	大島6~9
江尻1~3	滝馬	30日(月)	28日(火)	29日(金)	29日(月)	銀丘	外垣・日ヶ谷地区

【臨時くみ取り日】

- 3月 … 6日(金)・16日(月)・27日(金)
- 4月 … 6日(月)・17日(金)・27日(月)
- 5月 … 8日(金)・18日(月)・27日(水)
- 6月 … 8日(月)・17日(水)・26日(金)

※組番号はくみ取り登録時に通知した番号です

※令和8年7月～令和8年10月までの予定表は令和8年5月20日発行の広報みやづに掲載する予定です。
予定表は宮津市のホームページからダウンロードすることもできます。

令和8年3月から令和8年6月までの し尿くみ取り委託業者の分担区域

宮津市市民環境課環境衛生係 電話 45-1617(直通)

業者のくみ取り分担区域を、3月から次のように変更しますので、あらかじめご了承ください。

宮津市字須津 鶴賀清掃社 代表 富田正浩 TEL 46-4622	宮津市字川向 木谷清掃社 代表 木谷恵美 TEL 22-2365	宮津市字獅子崎 エルバイヤー 代表 島田政則 TEL 25-1620	宮津市字鶴賀 富田公衛社 代表 富田昭邦 TEL 22-3338
由良地区・府中地区	本町・魚屋・金屋谷・松ヶ岡・池ノ谷・白柏・日吉・杉末・鶴賀・城内・滝馬・旭が丘・第2旭が丘・西波路・波路町・波路・皆原・山中・獅子崎・問屋町・吉津地区・日置地区・世屋地区	新浜・宮本・京街道・柳縄手・島崎・城東・城南・宮村・辻町・惣・東国名賀・栗田地区	万町・大久保・亀ヶ丘・浪花・漁師町・百合が丘・福田・上宮津地区・養老地区・日ヶ谷地区

くみ取り手数料について

◎従量料金…54リットルまで 798円（最低料金）
54リットル超過分 18リットルまでごとに266円
※複数の便槽をくみ取りする場合、原則として
1便槽ごとに計量します。
※18リットル単位で計量しますが、54リットル以下の場合は
54リットルと表示されます。

◎仮設便所加算… 1件につき4,400円

仮設便所加算について

工事やイベント等、一時的に設置される仮設便所が加算の対象となります。

なお、複数の仮設便所がある場合でも、隣接されている場合は、1件とみなしますので、くみ取り申込時に連絡してください。

くみ取り手数料について

くみ取り後に宮津市から送付する納付書または口座振替による支払いとなります。

納付書は、くみ取りした月の翌月中旬頃に送付します。

口座振替は、くみ取りした月の翌月末日に行います。なお、翌月末日が金融機関の休業日の場合、その翌営業日が引き落とし日になります。

計量について

くみ取り量を自動で計量表示する計量器で計量します。

くみ取り時にくみ取り量および料金を記載した伝票をお渡します。

し尿収集料金のお知らせ	
収集日	○○年○月○日
登録番号	○○自治会○組○番
宮津 太郎 様	
汲取り業者	○○○○○○
作業員	△△ △△
今回の収集量	リットル
請求金額 (10%対象)	円
うち消費税 (10%対象)	円

★お知らせ★
○このお知らせで、料金の支払いはできません。
○くみ取り予定表は宮津市のホームページで確認することもできます。
○支払いに便利な口座振替をお勧めします。
○R6年7月1日より料金改定をしています。
○くみ取り量が54リットル以下の場合、収集量は、54リットルと表示されます。
○工事・イベント等のために使用する仮設トイレは、1件につき4,400円が加算されます。

手数料は54リットルまで798円
以降、18リットルごとに266円です。

☆連絡先等
発行者 宮津市
登録番号 12000020262056
担当
宮津市市民環境課環境衛生係
電話 0772-45-1617(直通)

こんな場合は必ずお届けください

○転居、転出されるときまたは浄化槽や下水道に接続するとき
○くみ取り間隔を変更するとき
○くみ取りがご不要のときまたは臨時日等くみ取り日以外にくみ取りを希望するとき
○納付書等の文書送付先を指定、変更するとき
○登録代表者(支払者)名を変更するとき

口座振替による支払をされている場合は、
変更手続きが必要になりますので、併せて
お願ひします。

○くみ取りの支払い方法を変更するとき
口座振替をご希望される場合、「宮津市口座振替納付依頼書」を送付いたします。必要事項を記入の上、依頼される宮津市取扱金融機関窓口に届出してください。

くみとり日には

○作業通路やくみ取り口付近に植木鉢等の障害物を置かないでください。

○くみ取り作業は午前8時頃から始まります。それまでに便槽の洗水用として、バケツ(10リットル)に2杯程度の水を必ず用意しておいてください。

レシート見本